

令和7年度(2025年度)石狩振興局地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業)
優先採択方針

1 最も優先して採択する事業

(1) 地域創生に向けて取り組む事業 (ハード事業は除く。)

北海道創生総合戦略における重点戦略プロジェクトの主要施策に資する事業で知事が認める事業

2 優先して採択する事業 (ハード事業)

(1) 地域重点プロジェクト推進事業

展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業

(2) 地域創生に向けて取り組む事業

北海道創生総合戦略に掲げる取組の推進に資する事業

(3) 地域政策コラボ事業

石狩振興局と管内市町村が協働して実施する地域政策推進事業

(4) 広域的に連携する事業

高度な機能の整備や質の高いサービスの提供、効果的な施設の整備、産業の振興など地域活性化を目的とする市町村等の枠組みを超えた広域的な取組である事業

・複数の市町村が共同で実施する事業 (施設の共同設置等)

(5) 地域防災力強化事業

地域の防災力・減災力を強化する事業

(6) 大規模災害からの復興計画に基づく事業

大規模な災害に伴って策定された復興計画に位置づけられた事業

(7) 緊急性の高い事業

緊急に取り組む必要がある事業

(8) 合併市町村支援事業

「平成18年3月31日までに合併した当管内の市町村」が、合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために実施する合併市町村まちづくり推進事業について支援を行うものとする。

3 優先して採択する事業 (ソフト事業)

(1) 地域重点プロジェクト推進事業

展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業

(2) 地域創生に向けて取り組む事業

北海道創生総合戦略に掲げる取組の推進に資する事業 ((1)に掲げる事業を除く。)

(3) 地域政策コラボ事業

石狩振興局と管内市町村が協働して実施する地域政策推進事業

(4) 広域的に連携する事業

高度な機能の整備や質の高いサービスの提供、効果的な施設の整備、産業の振興など地域活性化を目的とする市町村等の枠組みを超えた広域的な取組である事業

- ・複数の市町村が共同で実施する事業（振興局の区域を越えて実施する事業を含む。）
- ・その他広域的な波及効果がある事業

(5) 合併市町村支援事業

「平成 18 年 3 月 31 日までに合併した当管内の市町村」が、合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために実施する合併市町村まちづくり推進事業について支援を行うものとする。

(6) 地域政策推進事業等と連携して実施する事業

石狩振興局が実施する地域政策推進事業や地域産業雇用創出事業と連携して実施する事業

(7) 多様な主体の連携を促進する事業

地域主権型社会の実現への動きが期待される中、当管内の各地域が、個性豊かで活力に満ちた社会を実現していくためには、地域の多様な主体が連携・協働し、地域の特色を活かした取組を進めていくことのできる環境づくりが必要であることから、次の項目に該当する事業について支援を行うものとする。

- ・石狩振興局管内の市町村から補助金や助成金、若しくは施設使用料の免除・減免などの財政支援を受けている事業
- ・石狩振興局管内の市町村から事業実施に当たって職員の派遣など人的支援を受けている事業
- ・石狩振興局管内の市町村が地域住民及び団体とともに定めた公的な計画の推進のために当該市町村が特に必要とする事業

(8) 地域防災力強化事業

地域の防災力・減災力を強化する事業

(9) 大規模災害からの復興計画に基づく事業

大規模な災害に伴って策定された復興計画に位置づけられた事業

(10) 「持続可能な開発目標（SDGs）の推進に取り組む事業

北海道 SDGs 推進ビジョンに基づき実施する事業

(11) 緊急性の高い事業

緊急に取り組む必要がある事業

(12) 先駆性の高い事業

先進的な事業、新たな発想・新たな工夫が採り入れられている事業

(13) 優位性の高い事業

地域の特性（資源）や優位性が生かされている事業

(14) 継続性の高い事業

支援終了後の事業の継続的な実施や発展性、継続的な効果が見込まれる事業

- (15) 適時性のある事業
現に継続している事業の記念的事業

4 採択の優先度が低い事業（ハード事業）

- (1) 交付税措置のある地方債を利用することができる事業

他の支援制度の活用の徹底を図る観点から、より効果的な支援を行うため、「交付税措置のある地方債を利用することにより、交付金に比べ市町村の実質負担額が軽減される事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜優先度が低い事業の例＞

- ・元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債を利用できる事業

- (2) 振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業

当交付金が地域課題の解決や地域活性化を目的としていることを踏まえ、「振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜優先度が低い事業の例＞

- ・温泉保養施設整備事業
- ・パークゴルフ場等整備事業

- (3) 同じ市町村に既に同様の施設があつて、二つ目以上となる場合の施設整備事業

当交付金が地域課題の解決や地域活性化を目的としていることを踏まえ、「同じ市町村に既に同様の施設があつて、二つ目以上となる場合の施設整備事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜優先度が低い事業の例＞

- ・公民館、コミュニティセンター、美術館等整備事業
- ・体育施設等整備事業
- ・保育所等整備事業

- (4) 市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業

地域住民への波及効果が高い事業への支援を促進するため、「市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜優先度が低い事業の例＞

- ・地区集会施設整備事業
- ・地区公園等整備事業

- (5) 交付事業者の直接的関与が低い事業

当該地域の振興及び諸課題解決に真に必要な間接補助事業を採択の対象とするため、「交付事業者（市町村）の当該事業に対する関与（財政的支援）の度合いが低い間接補助事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

- (6) 公共性の低い事業

公共性の低い事業（受益者がごく限られた地域又は組織となっている事業等）

5 採択の優先度が低い事業（ソフト事業）

- (1) 先駆性の低い事業

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、「先駆性の低い事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜優先度が低い事業の例＞

- ・過去に採択された事業（他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）と同様の内容が大半を占める事業（3年を限度とする継続採択事業は除く。）

(2) 事業主体の直接的関与が低い事業

事業主体による創意と主体性に基づく取組の促進を図るため、「事業主体の直接的関与が低い事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜優先度が低い事業の例＞

- ・事業内容の大半を委託する事業（ただし、広報宣伝事業、情報システム及びインターネットに供するデーター作成事業等の事業主体の直接的関与が高い事業を除く。）

(3) 公共性の低い事業

公共性の低い事業（受益者がごく限られた地域又は組織となっている事業等）

(4) その他

当交付金の趣旨を踏まえ、次の事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜優先度が低い事業の例＞

- ・参加者の大半が団体構成員で占められている事業
- ・団体構成員や参加者の旅費が事業費の大半を占める事業
- ・主に鑑賞を目的とし、観客から入場料を徴収する事業